

●景観まちづくり「屋外広告物条例」検討懇談会でいただいた市民意見についての市の考え方

12月1日(日)に開催しました検討懇談会でいただいたご意見の概要と市の考え方を以下のとおりまとめました。

意見者数 2名

通し 番号	意見概要	市の考え方
1	・案内図板の同一広告主の広告物に関する相互間距離について、これは例えば同じ商店名とか事業所名ということでしょうか。案内図板で別の広告主であれば、隣に何件並んでも問題無いという解釈でしょうか。	・ご質問、ご意見頂いた解釈のとおりです。
2	・非自家用野立広告板(案内図板含む)の高さ制限が7mは高すぎるのではないですか。面積も5㎡とか統一されてはどうですか。	市条例(素案)では、景観形成方針との整合を踏まえながら、高さの基準については、「2階建て戸建住宅の高さを超えない高さ」、また、市の現状におきまして、許可物件95件のうち4.5mを超える物件が38件あり、全体の40%以上を占めていることから、県条例の20mの上限を見直し、「地上高7m以下」を提案していたところです。 ご意見を踏まえ検討した結果、高さ制限については、近隣市において全域を県条例より厳しい規制を適用されているところもあり、より良い景観まちづくりを進めるために、景観重点地区を含む規制地域である第1種規制地域から第3種規制地域までを、「案内図板の高さ4.5m以下(脚含む)」の高さ制限に修正を行いたいと考えます。 面積については、一つのサイズを決めると、それ以下のサイズを求めている方が不利益を被ります。また同じ面積でも、横長で掲出したいとの考え方あれば縦長で掲出したいとの考え方もあります。また掲出現場条件によって、一つのサイズ規制は不公平感を生むため、根拠立てが困難で現時点では統一は難しいと判断しています。
3	・ロゴは東京にあるホールディングが管理していて、看板が建っている土地は地元の進出企業の所有。このケースの場合において、広告主(申請者)は東京のホールディング、建てている場所は地元の企業の所有地であり、この看板は非自家用広告物か、それとも自家用広告物かどうなるか。	・自家用広告物と判断します。
4	・色の規制は無いのですか。	・マンセル値による色彩規制は検討したところですが、今回の素案には導入していません。但し、一般基準としては「都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること」「原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと」等、色彩に関する基準を定めております。